

1,000万人のガンバリサポート スポーツ安全保険のあらまし

平成29年度
(2017年度)

保険期間
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

1 加入区分・掛金・補償額

一般団体の加入区分 | 団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。

傷害保険 入、通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかららない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」⑤をご覧ください。
賠償責任保険 自動車、航空機、船舶を使用した活動を行う団体は、P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご覧ください。

加入区分は加入者ごとにご選択ください。年度途中での変更はできません。
中途加入・中途退連の場合でも年間掛金を適用します。

加入対象者	補償対象となる団体活動 <small>学校管理下を除く</small>	スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
								死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内 入院 (1日5万円/日額 180日限度)	通院 (1日5万円/日額 30日限度)		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×	A1	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AWV区分の特典 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	○	○	×	AW	1,450円	上記以外	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判 64歳以下 64歳以下	○	○	×	C	1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円) 自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
	文化活動 (例)音楽、囲碁将棋、絵画、陶芸、料理、書道、華道、茶道など ボランティア活動 (例)交通安全、学校支援、環境美化など 地域活動 (例)防犯、防災、青年団、町内活動など 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。 「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。 ボランティア、地域活動または「団体活動の支援」であっても、スポーツ活動(指導・審判を含む)を行う場合は補償の対象となりません。C区分またはB区分でご加入ください。	○	○	×	B	1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	危険度の高いスポーツ 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く)、超軽量動力機(注2)、ハン グライダー(注3)、ジャイロプレーンの操縦・搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1)冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く)など特 殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの 登山用具を使用するもの) (注2)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラプレー ン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。	○	○	○	A2	800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	危険度の高いスポーツ 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く)、超軽量動力機(注2)、ハン グライダー(注3)、ジャイロプレーンの操縦・搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1)冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く)など特 殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの 登山用具を使用するもの) (注2)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラプレー ン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。	○	○	○	D	11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

A2区分で対象となる活動も補償されます。